

令和 7 年度労災疾病臨床研究事業費補助金
「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」
分担研究報告書(事案研究)

道路貨物運送業における支給決定された精神障害事案の解析

研究分担者 茂木伸之 独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所
過労死等防止調査研究センター・研究員

＜研究要旨＞

【目的】本研究では、平成 22 年度から令和 4 年度の 13 年間の労災支給決定された精神障害事案について検討を行うことを目的とする。

【方法】労災支給決定された 6,438 件の精神障害事案データベースを使用し、道路貨物運送業 409 件、運輸に附帯するサービス業 19 件、合計 428 件を対象とした。分析項目は、基本属性、発症時・死亡時年齢、決定時疾患名、業務における心理的負荷(平成 23 年認定基準)、入社日から発症の日数の記述統計を行った。

【結果】性別は男性 376 件(87.9%)、女性 52 件(12.1%)であり、職種は運転業務 278 件(65.0%)、非運転業務 150 件(35.0%)であった。発症時平均年齢(SD)は運転業務 42.7(9.0)歳、非運転業務 40.3(9.5)歳であった。全体の決定時疾患名は、F32 うつ病エピソードが 175 件(40.9%)、F43.2 適応障害が 131 件(30.6%)、F43.1 心的外傷後ストレス障害が 47 件(11.0%)の順であった。業務における心理的負荷の内、労災認定基準となる特別な出来事及び出来事「強」の単独の件数(324 件)は、運転業務では、「仕事の量・質」が 78 件(35.1%)で最も多く、「事故や災害の体験」が 51 件(23.0%)、「極度の長時間労働」が 28 件(12.6%)の順であった。非運転業務では、「仕事の量・質」が 30 件(29.4%)、「対人関係」が 21 件(20.6%)、「極度の長時間労働」が 19 件(18.6%)の順であった。

【考察】認定件数は約 90%が男性、全事案では 64.3%であった。総務省労働力調査(2024 年)による道路貨物運送業の就業者総数は 197 万人、うち男性は 157 万人と約 80%占めていることから男性が多い要因と考えられる。決定時疾患名は、道路貨物運送業及び全事案においてうつ病エピソード、適応障害、心的外傷後ストレス障害の順で多かった。適応障害が全事案と比較して約 6%多いことが明らかになった。業務における心理的負荷において、過重労働に関連する出来事「強」の「仕事の量・質」と特別な出来事の「極度の長時間労働」を合わせると、運転業務及び非運転業務ともに約 50%を占めていた。次いで多い出来事は、運転業務では交通事故等に関連する「事故や災害の体験」、非運転業務では「対人関係」であった。過重労働対策として適切な労働時間管理等が必要と考えられる。また、交通事故等の事故対策及び様々なハラスメント対策をすることが必要であると考えられる。

【この研究から分かったこと】道路貨物運送業の支給決定事案は、約 90%が男性であり、運転業務・非運転業務ともに「長時間労働関連」が最も多い認定要因であることが明らかになった。その次の認定要因として、運転業務では、交通事故等に関連する「事故や災害の体験」であり、非運転業務では、「対人関係」であった。

【キーワード】長時間労働、運転業務・非運転業務

研究分担者:

高橋正也(労働安全衛生総合研究所過労死等防止調査研究センター・センター長)

A. 目的

令和 2 年度「運輸業における精神障害事案の解析」¹⁾では、長時間労働要因による認定が、トラックドライバー(運転業務従事者)では約

50%、非運転業務では約 70%が該当し、過労死等の防止には精神障害等においても長時間労働対策が必要と示唆された。その内、トラックドライバーでは、約 30%が「入社時から長時間労働」であることが明らかになった。令和 3 年度「道路貨物運送業における精神障害等の事案の解析」²⁾では、トラックドライバーの精神障害等の発症要因の特徴は、交通事故等の対応における従業員の金銭負担によるもの、運行パターンは深夜・早朝時間帯の運行が多いことが明らかになった。令和 4 年度「道路貨物運送業における精神障害等の事案の解析」³⁾では、平成 22 年度から平成 29 年度の 8 年間のデータに平成 30 年度及び令和元年度の 2 年分のデータを追加したデータベースを構築し、10 年間の認定事案を分析した。非運転業務の認定要因は長時間労働であったが、職種別での対策が必要と示唆された。令和 5 年度「道路貨物運送業における精神障害等の業務外事案の解析」⁴⁾では、平成 22 年度から令和元年度の 10 年分の労災不支給(業務外)決定された精神障害事案の検討を行った。その結果、対人関係の「上司とのトラブル」の上司は管理職以上が多く、これらの管理職を対象としたハラスメント研修が必要と示唆された。また、既往歴が有りの場合、疾患(症状)の発症・悪化(または継続)が入社日から 30 日未満の時期に多いことが明らかになった。令和 6 年度「道路貨物運送業における精神障害の自殺・死亡事案の解析」⁵⁾では、業務における心理的負荷において、運転業務では、出来事「強」の「仕事の量・質」が最も多く、非運転業務では、「特別な出来事(極度の長時間労働)」が最も多いことが明らかになった。今回、道路貨物運送業の生存・自殺死亡事案すべてを対象とし、平成 22 年度から令和 4 年度の 13 年分のデータベースを構築し、運転業務・非運転業務について検討を行うことを目的とする。

B. 方法

1. 分析対象

平成 22 年度から令和 4 年度の 13 年間に支給決定された 6,438 件の精神障害事案データベースを使用し、その内、日本標準産業分類における運輸業・郵便業(大分類)の中分類に該当する道路貨物運送業 409 件、運輸に附帯するサービス業 19 件、合計 428 件を分析対

象とした。

2. 分析項目

分析項目は、基本属性(性別及び運転業務、非運転業務とその内訳)、発症時・死亡時の平均年齢及び 10 歳単位の分類、疾病及び関連保健問題の国際統計分類(ICD-10)による決定時疾患名、業務における心理的負荷⁶⁾(出来事:平成 23 年認定基準による 402 件)、認定された出来事を調査復命書より 7 分類した件数、その 7 分類を行った結果を詳細に分類した特別な出来事(極度の長時間労働)及び出来事の心理的負荷の評価が「強」の事案の件数、「特別な出来事(極度の長時間労働)」・出来事の類型「仕事の量・質」の長時間労働以外の付随要因(複数)の件数、「恒常的長時間労働+出来事」「仕事の量・質+他の出来事」の付随要因(複数)の件数とし集計を行った。また、発症前 6 か月間の時間外労働時間数の平均値、標準偏差(SD)及び最大値、既往歴の有無及び入社日から疾患の発症までの日数の記述統計を行った。

3. 倫理的配慮

本研究は労働安全衛生総合研究所研究倫理審査委員会にて審査され、承認を得たうえで行った(通知番号 2022N10)。

C. 結果

対象事案の基本属性を表 1 に示した。運転業務が 278 件(男性 257 件、女性 21 件)、非運転業務が 150 件(男性 119 件、女性 31 件)で合計が 428 件(男性 376 件、女性 52 件)であり、男性が 87.9%を占めた。非運転業務の内訳は、管理職が 37 件(24.7%)、事務職が 35 件(23.3%)、倉庫作業が 31 件(20.7%)、運行管理が 25 件(16.7%)、その他が 22 件(14.7%)であった。

職種別の件数、発症時・死亡時平均年齢(標準偏差:SD)及び 10 歳単位の区分を表 2 に示した。発症時の平均年齢(SD)は、運転業務が 42.7(9.0)歳、非運転業務が 40.3(9.5)歳であり、死亡時の平均年齢(SD)は、運転業務が 43.7(9.9)歳、非運転業務が 39.5(9.8)歳であった。発症時及び死亡時の最も多い年齢区分は、運転業務、非運転業務共に 40-49 歳であった。

決定時疾患名を表 3 に示した。発症時疾患名の上位 3 つは、運転業務・非運転業務共に同じであり、F32 うつ病エピソードが最も多く、

それぞれ 110 件(39.6%)、65 件(43.3%)、次いで F43.2 適応障害がそれぞれ 81 件(29.1%)、50 件(33.3%)、F43.1 心的外傷後ストレス障害がそれぞれ 39 件(14.0%)、8 件(5.3%)の順であった。

業務における心理的負荷⁶⁾(平成 23 年認定基準)を表 4 に示した。全体では、「恒常的な長時間」が 157 件(39.1%)で最も多く、次いで「16. 1 か月に 80 時間以上の時間外労働を行った」が 85 件(21.1%)、「15. 仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」が 71 件(17.7%)、「17. 2 週間にわたって連続勤務を行った」が 65 件(16.2%)の順であった。職種別では、運転業務は、「恒常的な長時間」が 108 件(41.2%)、「16. 1 か月に 80 時間以上の時間外労働を行った」が 63 件(24.0%)、「15. 仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」が 44 件(16.8%)、「2. 悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」が 41 件(15.6%)、「1. (重度の)病気やケガをした」が 40 件(15.3%)の順であった。非運転業務は、「恒常的な長時間」が 49 件(35.0%)、「17. 2 週間にわたって連続勤務を行った」及び「15. 仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」がそれぞれ 27 件(19.3%)、「16. 1 か月に 80 時間以上の時間外労働を行った」が 22 件(15.7%)の順であった。運転業務・非運転業務ともに長時間労働関連の出来事が多かったが、出来事の種類は異なっていた。運転業務は、事故や災害の体験がその次に多かった。

業務における心理的負荷⁶⁾(平成 23 年認定基準以前の事案については、当該基準に読み替えて分類)による出来事を 7 つに分類した件数を表 5 に示した。運転業務は、「出来事「強」(仕事の量・質を除く)」が 85 件(30.6%)、「出来事「強」(仕事の量・質)」が 78 件(28.1%)、「恒常的長時間労働+出来事(中、弱)」が 47 件(16.9%)の順であった。非運転業務は「出来事「強」(仕事の量・質を除く)」が 49 件(32.7%)、「恒常的長時間労働+出来事(中、弱)」が 37 件(24.7%)、「出来事「強」(仕事の量・質)」が 30 件(20.0%)の順であった。長時間労働関連の認定は、運転業務では 160 件(57.6%)、非運転業務では 94 件(62.7%)であった。

業務における心理的負荷⁶⁾(平成 23 年認定基準以前の事案については、当該基準に

読み替えて分類)による特別な出来事、出来事の「強」(総合評価除く)の件数を表 6 に示した。運転業務では、「仕事の量・質」が 78 件(35.1%)と最も多く、出来事の内訳は「16. 1 か月に 80 時間以上の時間外労働を行った」が 56 件、「15. 仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」が 18 件、「17. 2 週間にわたって連続勤務を行った」が 4 件であった。次いで「事故や災害の体験」が 51 件(23.0%)であり、出来事の内訳は、「2. 悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」が 29 件、「1. (重度の)病気やケガをした」22 件であった。3 番目が「特別な出来事(極度の長時間労働)」が 28 件(12.6%)であった。非運転業務では、「仕事の量・質」が 30 件(29.4%)と最も多く、出来事の内訳は「16. 1 か月に 80 時間以上の時間外労働を行った」が 18 件、「15. 仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」が 7 件、「17. 2 週間にわたって連続勤務を行った」が 5 件であった。次いで、「対人関係」が 21 件(20.6%)、「特別な出来事(極度の長時間労働)」が 19 件(18.6%)の順であった。長時間労働関連の出来事が、運転業務では 106 件(47.7%)、非運転業務では 49 件(48.0%)で運転業務の件数が多かったがその割合はほぼ同じであった。

表 5 の「特別な出来事(極度の長時間労働)」「仕事の量・質」の 155 件より長時間労働以外の付随要因(複数)を表 7 に示した。運転業務では、「記載なし(長時間労働要因のみ)」が 59 件(55.7%)、「対人関係」が 25 件(23.6%)、「仕事の失敗、過重な責任の発生等」が 21 件(19.8%)の順で多く、非運転業務では、「記載なし(長時間労働要因のみ)」、「仕事の失敗、過重な責任の発生等」、「役割・地位の変化等」がそれぞれ 14 件(28.6%)で最も多く、次いで「対人関係」が 12 件(24.5%)であった。

表 5 の「恒常的長時間労働+出来事」「仕事の量・質+他の出来事」の 99 件よりその付随要因(複数)を表 8 に示した。運転業務では、「対人関係」が 25 件(46.3%)、「仕事の量・質」(「1 か月に 80 時間以上の時間外労働を行った」を除く)が 24 件(44.4%)、「仕事の失敗、過重な責任の発生等」が 15 件(27.8%)、「役割・地位の変化等」が 11 件(20.4%)の順であり、非運転業務では、「仕事の量・質」(「1 か月に 80 時間以上の時間外労働を行った」を除く)が 27 件(60.0%)、「対人関係」が 19 件(42.2%)、

「役割・地位の変化等」が 13 件(28.9%)、「仕事の失敗、過重な責任の発生等」が 11 件(24.4%)の順であった。

発症前 6 か月間の時間外労働時間の平均値(SD)及び最大値を表 9 に示した。平均値(SD)は、運転業務では、発症前 3 か月が 94.1(49.7)時間で最も長く、最も短いのが発症前 6 か月の 83.6(52.0)時間であり、非運転業務では、発症前 2 か月が 89.8(58.0)時間で最も長く、最も短いのが発症前 6 か月の 71.4(52.6)時間であった。最大値は運転業務では発症前 6 か月の 288.6 時間、非運転業務では発症前 2 か月の 252.0 時間であった。時間外労働時間の平均値は、運転業務はすべてにおいて 80 時間以上であったが、非運転業務では発症前 1～3 か月が 80 時間上であったが、発症前 4～6 か月は 70 時間台であった。

職種別既往歴を表 10 に示した。運転業務、非運転業務ともに既往歴無しが既往歴有りを大幅に上回った。既往歴無し、既往歴有りともに運転業務が非運転業務より多かった。

既往歴の有無別の入社日から発症までの日数の件数を表 11 に示した。既往歴無しは、10 年以上が 93 件(26.1%)、1 年以上 3 年未満が 92 件(25.8%)、5 年以上 10 年未満が 53 件(14.8%)、3 年以上 5 年未満が 51 件(14.3%)の順であった。既往歴有りは、1 年以上 3 年未満が 22 件(31.9%)、10 年以上が 13 件(18.8%)、180 日以上 1 年未満が 11 件(15.9%)、3 年以上 5 年未満が 10 件(14.5%)の順であった。

職種別の入社日から発症までの日数を表 12 に示した。運転業務は、1 年以上 3 年未満が 79 件(28.5%)、10 年以上が 54 件(19.5%)、3 年以上 5 年未満が 40 件(14.4%)、5 年以上 10 年未満が 37 件(13.4%)の順であった。非運転業務は、10 年以上が 52 件(34.9%)、1 年以上 3 年未満が 35 件(23.5%)、3 年以上 5 年未満と 5 年以上 10 年未満がそれぞれ 21 件(14.1%)の順であった。

D. 考察

本研究では 13 年間(平成 22 年度～令和 4 年度)の支給決定された精神障害事案について検討を行うことを目的とした。

職種別の件数では、運転業務が 65%、非運転業務が 35%であった。性別では、男性が約 88%、女性は約 12%であった。令和 2 年度

¹⁾・令和 4 年度³⁾の報告においても職種別、性別ともに同様の結果であった。件数において男性が約 88%の認定であったが、全事案(全業種)⁷⁾では 64.3%であった。総務省労働力調査(2024 年)によると道路貨物運送業の就業者総数は 197 万人、うち男性は 157 万人と約 80%占めていることから男性が多い要因と考えられる。

発症時年齢の平均値は 41.9 歳、多い年代は 40-49 歳であった。全事案(全業種)⁷⁾の平均値は 39.4 歳、多い年代は 40-49 歳であり、平均年齢は 2.5 歳高いが、年代は同じであった。産業別平均年齢⁸⁾では、貨物運送業が 43.5 歳、産業計が 41.0 歳、また、道路貨物運送業の年齢階級別就業者構成比⁸⁾は 50 歳以上が 48.8%と約 50%を占めており、中高年齢層が多い業界であるが、令和 6 年度の自殺・死亡事案⁵⁾と同様に生死にかかわらず過労死認定事案は業界の高年齢化との関係性はないことが示唆された。

決定時疾患名は、道路貨物運送業及び全事案(全業種)⁷⁾において、うつ病エピソード、適応障害、心的外傷後ストレス障害の順で多かった。適応障害の割合は 30.6%、全事案(全業種)⁷⁾は 24.6%であり約 6%多かった。令和 2 年度¹⁾・令和 4 年度³⁾の報告ではそれぞれ 24.5%、25.5%であり、3 年間で 5.1%増加していた。全事案(全業種)⁷⁾においても令和 2 年度が 27.8%であったが令和 3 年度、4 年度は 32.0%と増加している。道路貨物運送業は認定件数が上位 3 位であり、全事案の認定件数に影響が少なからずあると考えられるが、職種や性別の割合には変化が見られなかったため、適応障害の増加は職種・性別によるものではないことが明らかになった。

業務における心理的負荷⁶⁾(平成 23 年認定基準)による認定された出来事の 7 分類では、長時間労働関連の認定は、運転業務、非運転業務及び全体において約 60%であった。また、認定された出来事の中で、「特別な出来事(心理的負荷が極度のもの)」と「セクシュアルハラスメント」は自殺・死亡事案⁵⁾では見られず、道路貨物運送業においては生存事案のみの出来事であることが明らかになった。

運転業務では長時間労働関連である出来事「強」の「仕事の量・質」の中で 80%が出来事「1 か月に 80 時間以上の時間外労働を行った」であった。全事案(全業種)⁷⁾における「1 か

月に80時間以上の時間外労働を行った」の割合は8.9%、運転業務は表4より24.0%と運転業務の方が多く、全事案(全業種)⁷⁾とは異なっていた。運転業務は、基本的に事業場を離れて業務を行うことが特徴であり、拘束時間も多いためこのような結果になったと考えられる。その次に多い事故や災害の体験は、表6より同じ事故関連である、特別な出来事(心理的負荷)の事故加害・ケガを含めると36.1%であった。運転業務は業務上、事故に関わる可能性が高いため安全衛生教育の徹底が必要と考えられる。また、運転業務は運転だけでなく、荷待ち時間、荷積み荷卸し等により拘束時間が長くなった結果、長時間労働になり、それが主な原因で睡眠不足による事故の発生リスクの可能性も考えられる。Ulhoa et al.¹⁰⁾は、質問紙調査からトラックドライバーの軽度の精神疾患の有病率は6.1%であり、高い雇用需要、低い社会的支援、そして日々の時間外労働時間と関連し、交通渋滞、車両の追跡管理、長時間労働が最も多いストレス要因であったと報告している。長時間労働の削減はストレスの軽減になることが示唆された。「対人関係」は表6において3番目の件数であるが、表7の長時間労働以外の不随要因では25件(23.6%)と2番目に多く、表8の「恒常的長時間労働+出来事」「仕事の量・質+他の出来事」の付随要因では25件(46.3%)と最も多かった。長時間労働の不随(背景)要因において対人関係が多いことは令和3年度の報告²⁾と同様であり、対策として様々なハラスメント対策が必要と考えられる。

非運転業務は、表6より特別な出来事、出来事の「強」では「仕事の量・質」が最も多かったが、運転業務よりその割合は低かった。特別な出来事(極度の長時間労働)の割合は、運転業務より多かった。この2つの出来事を合わせた割合は運転業務、非運転業務はほぼ同じであった。2つの出来事の割合が異なったのは、業務をする主な場所が、運転業務は事業場外、非運転業務は事業場内で異なっていることがひとつの要因であると考えられる。認定された出来事の7分類では、「出来事「強」(仕事の量・質除く)」、「恒常的長時間労働+出来事(中、弱)」、「出来事「強」(仕事の量・質)」の順で多く、「出来事「強」(仕事の量・質除く)」の内訳は表6より「対人関係」、「事故や災害の体験」の順で多かった。「対人関係」は特別な

出来事及び出来事「強」において約20%であり、運転業務より割合が多かった。「対人関係」の認定要因が約20%を占めていることと表4では出来事「30. 上司とのトラブルがあった」と「29. 上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた a)」を合わせると全体の22.2%であり、様々なハラスメント対策、特に管理職以上を対象とした対策が必要と考えられる。

対人関係の認定は運転業務では、長時間労働の付随(背景)要因として多く、非運転業務では、主要因であることが明らかになった。

「事故や災害の体験」は、令和4年度の報告³⁾から3年間で11件増加しており、その内3件は同日の出来事「2. 悲惨な事故や災害の体験、目撃をした」(入社時に事件を目撃)であり、件数の増加の要因の一つとなった。

時間外労働時間の平均値において、運転業務では80時間以上の時間外労働時間であり、出来事「1 か月に80時間以上の時間外労働を行った」が出来事の約20%を占め、また認定要因の出来事「強」(仕事の量・質)の内、78件中56件(71.8%)であったことが主要因と考えられる。非運転業務では、発症前1か月～3か月において80時間以上であった。非運転業務は特別な出来事(極度の長時間労働)が約20%であったことと表4の出来事「15. 仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」と「17. 2週間にわたって連続勤務を行った」が27件(19.3%)と最も多かったことが要因の一つと考えられる。運転業務・非運転業務ともに時間外労働時間の最大値が200時間を超えており、長時間労働が認定要因に影響を及ぼすことが示唆された。

既往歴については、入社日から発症までの日数は、既往歴無しは10年以上、既往歴有りは1年以上3年未満が最も多かった。令和5年度報告⁴⁾の不支給決定された事案での既往歴有りの場合、入社日から30日未満と90日以上180日未満に有意であったことと比較すると、既往歴有りについては支給決定・不支給決定事案で異なることが明らかになった。Alavi et al.¹¹⁾は、うつ病はトラック運転手の交通事故の発生を高めると報告しており、したがって、運転業務者に既往歴が有る場合は、特に管理者によるケアが必要と考えられる。

E. 結論

本研究では平成 22 年度から令和 4 年度の 13 年間の精神障害事案について検討を行うことを目的とした。その結果、事案の約 90%が男性であり、運転業務・非運転業務ともに「長時間労働関連」が最も多い認定要因であることが明らかになった。その次の認定要因として、運転業務では、交通事故等に関連する「事故や災害の体験」であり、非運転業務では、「対人関係」であった。長時間労働対策とともに、交通事故等防止の安全衛生対策及び様々なハラスメント対策の必要性が示唆された。

F. 健康危機情報

該当せず。

G. 研究発表

1. 論文発表

なし

2. 学会発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況(予定を含む)

なし

I. 文献

- 1) 茂木伸之, 松元俊, 久保智英, 他. 運輸業における精神障害事案の解析－運転業務と非運転業務について－. 過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究－令和 2 年度総括・分担研究報告書. 2021;143-151.
- 2) 茂木伸之, 高橋正也. 道路貨物運送業における精神障害等の事案の解析. 過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究－令和 3 年度総括・分担研究報告書. 2022; 55-62.
- 3) 茂木伸之, 高橋正也. 道路貨物運送業における精神障害等の事案の解析. 過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究－令和 4 年度総括・分担研究報告書. 2023; 115-123.
- 4) 茂木伸之, 高橋正也. 道路貨物運送

業における精神障害等の業務外事案の解析. 過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究－令和 5 年度総括・分担研究報告書. 2024; 72-83.

- 5) 茂木伸之, 高橋正也. 道路貨物運送業における精神障害の自殺・死亡事案の解析. 過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究－令和 6 年度総括・分担研究報告書. 2025; 131-141.
- 6) 厚生労働省. 心理的負荷による精神障害の認定基準について. (平成 23 年 12 月 26 日基発 1226). 2011.
- 7) 佐々木毅, 吉川徹, 高橋正也, 他. 脳・心臓疾患及び精神障害の過労死等事案の経年変化解析. 過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究－令和 6 年度総括・分担研究報告書. 2025; 26-87.
- 8) 厚生労働省. 令和 4 年賃金事情等総合調査. <https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003296360>
- 9) 全日本トラック協会. 日本のトラック輸送産業－現状と課題－2023. https://jta.or.jp/wp-content/themes/jta_theme/pdf/yusosangyo2023.pdf.
- 10) Ulh a MA, Marqueze EC, Lemos LC, et al.. Minor psychiatric disorders and working conditions in truck drivers. Rev Saude.Publica 2010;44:1130-6. 10.1590/s0034-89102010000600019
- 11) Alavi SS, Mohammadi MR, Soori H, et al.. The cognitive and psychological factors (personality, driving behavior, and mental illnesses) as predictors in traffic violations. Iran.J.Psychiatry 2017;12:78-86.

表 1. 対象事案の基本属性

	職種					
	運転業務		非運転業務		合計	
	n	(%)	n	(%)	n	(%)
全体	278	(100)	150	(100)	428	(100)
男性	257	(92.4)	119	(79.3)	376	(87.9)
女性	21	(7.6)	31	(20.7)	52	(12.1)

	非運転業務内訳									
	倉庫作業		運行管理		事務職		管理職		その他	
	n	(%)	n	(%)	n	(%)	n	(%)	n	(%)
全体	31	(100)	25	(100)	35	(100)	37	(100)	22	(100)
男性	24	(77.4)	24	(96.0)	16	(45.7)	36	(97.3)	19	(86.4)
女性	7	(22.6)	1	(4.0)	19	(54.3)	1	(2.7)	3	(13.6)

表 2. 職種別の件数、発症時・死亡時年齢

	運転業務		非運転業務		合計	
	n	(%)	n	(%)	n	(%)
生存	252	(90.6)	119	(79.3)	371	(86.7)
死亡	26	(9.4)	31	(20.7)	57	(13.3)
合計	278	(100)	150	(100)	428	(100)
発症時年齢(平均, SD)	(42.7, 9.0)		(40.3, 9.5)		(41.9, 9.2)	
29歳以下	25	(9.0)	20	(13.3)	45	(10.5)
30-39歳	76	(27.3)	47	(31.3)	123	(28.7)
40-49歳	117	(42.1)	55	(36.7)	172	(40.2)
50-59歳	53	(19.1)	26	(17.3)	79	(18.5)
60-69歳	7	(2.5)	2	(1.3)	9	(2.1)
合計	278	(100)	150	(100)	428	(100)
死亡時年齢(平均, SD)	(43.7, 9.9)		(39.5, 9.8)		(41.4, 10.0)	
29歳以下	2	(7.7)	5	(16.1)	7	(12.3)
30-39歳	8	(30.8)	9	(29.0)	17	(29.8)
40-49歳	10	(38.5)	12	(38.7)	22	(38.6)
50-59歳	4	(15.4)	5	(16.1)	9	(15.8)
60-69歳	2	(7.7)	0	(0.0)	2	(3.5)
合計	26	(100)	31	(100)	57	(100)

表 3. 職種別の決定時疾患名

疾患名	運転業務		非運転業務		合計	
	n	(%)	n	(%)	n	(%)
F2: 統合失調症、統合失調症型障害 及び妄想性障害	2	(0.7)	0	(0.0)	2	(0.5)
F3: 気分[感情]障害	124	(44.6)	74	(49.3)	198	(46.3)
F4: 神経症性障害、ストレス関連障害 及び身体表現性障害	152	(54.7)	76	(50.7)	228	(53.3)
合計	278	(100)	150	(100)	428	(100)
F31 双極性感情障害	6	(2.2)	6	(4.0)	12	(2.8)
F32 うつ病エピソード	110	(39.6)	65	(43.3)	175	(40.9)
F33 反復性うつ病性障害	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
F34 持続性気分(感情)障害	3	(1.1)	1	(0.7)	4	(0.9)
F39 詳細不明の気分(感情)障害	1	(0.4)	0	(0.0)	1	(0.2)
F3 下位分類不明	4	(1.4)	2	(1.3)	6	(1.4)
F40 恐怖症性不安障害	2	(0.7)	0	(0.0)	2	(0.5)
F41 その他の不安障害	8	(2.9)	4	(2.7)	12	(2.8)
F42 強迫性障害	1	(0.4)	0	(0.0)	1	(0.2)
F43.0 急性ストレス反応	6	(2.2)	4	(2.7)	10	(2.3)
F43.1 心的外傷後ストレス障害	39	(14.0)	8	(5.3)	47	(11.0)
F43.2 適応障害	81	(29.1)	50	(33.3)	131	(30.6)
F43.9 重度ストレス反応、詳細不明	1	(0.4)	0	(0.0)	1	(0.2)
F43以下の下位分類不明	6	(2.2)	6	(4.0)	12	(2.8)
F44 解離性(転換性)障害	4	(1.4)	0	(0.0)	4	(0.9)
F45 身体表現性障害	2	(0.7)	0	(0.0)	2	(0.5)
F4 下位分類不明	2	(0.7)	4	(2.7)	6	(1.4)

表 4. 職種別の業務における心理的負荷(出来事:平成 23 年認定基準)

	運転業務		非運転業務		合計		倉庫職		運行管理		事務職		管理職		その他	
	n	(%)	n	(%)	n	(%)	n	(%)	n	(%)	n	(%)	n	(%)	n	(%)
事案数	262		140		402		31		22		34		34		19	
特別な出来事の評価																
心理的負荷が極度のもの	26	(9.9)	4	(2.9)	30	(7.5)	0	(0.0)	0	(0.0)	3	(8.8)	0	(0.0)	1	(5.3)
極度の長時間労働	26	(9.9)	16	(11.4)	42	(10.4)	3	(9.7)	2	(9.1)	0	(0.0)	8	(23.5)	3	(15.8)
恒常的な長時間	108	(41.2)	49	(35.0)	157	(39.1)	8	(25.8)	12	(54.5)	9	(26.5)	15	(44.1)	5	(26.3)
具体的な出来事																
1. (重度の)病気やケガをした	40	(15.3)	11	(7.9)	51	(12.7)	7	(22.6)	1	(4.5)	0	(0.0)	1	(2.9)	2	(10.5)
2. 悲惨な事故や災害の体験、目撃をした	41	(15.6)	12	(8.6)	53	(13.2)	7	(22.6)	0	(0.0)	0	(0.0)	2	(5.9)	3	(15.8)
3. 業務に関連し、重大な人身事故、重大事故を起こした	9	(3.4)	1	(0.7)	10	(2.5)	1	(3.2)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
4. 会社の経営に影響する等の重大な仕事上のミスをした	17	(6.5)	4	(2.9)	21	(5.2)	0	(0.0)	2	(9.1)	1	(2.9)	1	(2.9)	0	(0.0)
5. 会社で起きた事故・事件について、責任を問われた	5	(1.9)	6	(4.3)	11	(2.7)	0	(0.0)	1	(4.5)	1	(2.9)	4	(11.8)	0	(0.0)
6. 自分の関係する仕事で多額の損失等が生じた	2	(0.8)	1	(0.7)	3	(0.7)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(2.9)	0	(0.0)
7. 業務に関連し、違法行為を強要された	5	(1.9)	2	(1.4)	7	(1.7)	1	(3.2)	1	(4.5)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
8. 達成困難なノルマが課された	4	(1.5)	2	(1.4)	6	(1.5)	0	(0.0)	1	(4.5)	0	(0.0)	1	(2.9)	0	(0.0)
9. ノルマが達成できなかった	1	(0.4)	3	(2.1)	4	(1.0)	0	(0.0)	2	(9.1)	1	(2.9)	0	(0.0)	0	(0.0)
10. 新規事業の担当になった、会社の建て直しの担当になった	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
11. 顧客や取引先から無理な注文を受けた	0	(0.0)	4	(2.9)	4	(1.0)	0	(0.0)	2	(9.1)	1	(2.9)	1	(2.9)	0	(0.0)
12. 顧客や取引先からクレームを受けた	5	(1.9)	7	(5.0)	12	(3.0)	0	(0.0)	1	(4.5)	3	(8.8)	3	(8.8)	0	(0.0)
13. 大きな説明会や公式の場での発表を強いられた	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
14. 上司が不在になることにより、その代行を任された	1	(0.4)	4	(2.9)	5	(1.2)	1	(3.2)	1	(4.5)	2	(5.9)	0	(0.0)	0	(0.0)
15. 仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった	44	(16.8)	27	(19.3)	71	(17.7)	4	(12.9)	6	(27.3)	9	(26.5)	5	(14.7)	3	(15.8)
16. 1か月に80時間以上の時間外労働を行った	63	(24.0)	22	(15.7)	85	(21.1)	4	(12.9)	5	(22.7)	4	(11.8)	7	(20.6)	2	(10.5)
17. 2週間にわたって連続勤務を行った	38	(14.5)	27	(19.3)	65	(16.2)	7	(22.6)	7	(31.8)	4	(11.8)	7	(20.6)	2	(10.5)
18. 勤務形態に変化があった	6	(2.3)	4	(2.9)	10	(2.5)	1	(3.2)	2	(9.1)	0	(0.0)	1	(2.9)	0	(0.0)
19. 仕事のペース、活動の変化があった	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
20. 退職を強要された	9	(3.4)	3	(2.1)	12	(3.0)	1	(3.2)	1	(4.5)	1	(2.9)	0	(0.0)	0	(0.0)
21. 配置転換があった	8	(3.1)	11	(7.9)	19	(4.7)	3	(9.7)	2	(9.1)	2	(5.9)	3	(8.8)	1	(5.3)
22. 転勤をした	0	(0.0)	4	(2.9)	4	(1.0)	0	(0.0)	1	(4.5)	0	(0.0)	3	(8.8)	0	(0.0)
23. 複数名で担当していた業務を1人で担当するようになった	0	(0.0)	6	(4.3)	6	(1.5)	0	(0.0)	4	(18.2)	1	(2.9)	1	(2.9)	0	(0.0)
24. 非正規社員であるとの理由により、仕事上の差別、不利益取り扱いを受けた	1	(0.4)	0	(0.0)	1	(0.2)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
25. 自分の昇格・昇進があった	4	(1.5)	4	(2.9)	8	(2.0)	0	(0.0)	1	(4.5)	1	(2.9)	2	(5.9)	0	(0.0)
26. 部下が減った	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
27. 早期退職制度の対象となった	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
28. 非正規社員である自分の契約満了が迫った	1	(0.4)	0	(0.0)	1	(0.2)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
29. (ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた	17	(6.5)	17	(12.1)	34	(8.5)	3	(9.7)	3	(13.6)	5	(14.7)	3	(8.8)	3	(15.8)
30. 上司とのトラブルがあった	35	(13.4)	19	(13.6)	54	(13.4)	3	(9.7)	7	(31.8)	6	(17.6)	1	(2.9)	2	(10.5)
31. 同僚とのトラブルがあった	10	(3.8)	3	(2.1)	13	(3.2)	0	(0.0)	1	(4.5)	2	(5.9)	0	(0.0)	0	(0.0)
32. 部下とのトラブルがあった	0	(0.0)	2	(1.4)	2	(0.5)	0	(0.0)	1	(4.5)	0	(0.0)	1	(2.9)	0	(0.0)
33. 理解してくれていた人の異動があった	1	(0.4)	1	(0.7)	2	(0.5)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(2.9)	0	(0.0)	0	(0.0)
34. 上司が替わった	1	(0.4)	1	(0.7)	2	(0.5)	0	(0.0)	0	(0.0)	1	(2.9)	0	(0.0)	0	(0.0)
35. 同僚等の昇進・昇格があり、昇進で先を越された	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)	0	(0.0)
36. セクシュアルハラスメントを受けた	8	(3.1)	9	(6.4)	17	(4.2)	2	(6.5)	0	(0.0)	7	(20.6)	0	(0.0)	0	(0.0)
29. 上司等から、身体的攻撃・精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けたa	28	(10.7)	12	(8.6)	40	(10.0)	2	(6.5)	0	(0.0)	4	(11.8)	2	(5.9)	4	(21.1)
30. 同僚等から、暴行又は(ひどい)いじめ・嫌がらせを受けたa	9	(3.4)	2	(1.4)	11	(2.7)	0	(0.0)	1	(4.5)	1	(2.9)	0	(0.0)	0	(0.0)

※出来事が重複している事案もあるため、事案数と出来事の合計は一致しない。割合の算出は各事案数を分母としている。

※H23年基準以前の事案26件は含まない。

表 5. 認定された出来事の 7 分類の件数

	運転業務(n=278)		非運転業務(n=150)		合計(n=428)	
	n	(%)	n	(%)	n	(%)
特別な出来事(極度の長時間労働)	28	(10.1)	19	(12.7)	47	(11.0)
特別な出来事(心理的負荷が極度のもの)	31	(11.2)	4	(2.7)	35	(8.2)
出来事「強」(仕事の量・質を除く)	85	(30.6)	49	(32.7)	134	(31.3)
出来事「強」(仕事の量・質)	78	(28.1)	30	(20.0)	108	(25.2)
恒常的長時間労働+出来事(中, 弱)	47	(16.9)	37	(24.7)	84	(19.6)
仕事の量・質(中)+他の出来事「中, 弱」の複数	7	(2.5)	8	(5.3)	15	(3.5)
他の出来事「中, 弱」の複数	2	(0.7)	3	(2.0)	5	(1.2)

表 6. 特別な出来事及び出来事「強」の事案の件数

	運転業務(n=222)		非運転業務(n=102)		合計(n=324)	
	n	(%)	n	(%)	n	(%)
特別な出来事(極度の長時間労働)	28	(12.6)	19	(18.6)	47	(14.5)
特別な出来事(心理的負荷: 事故加害)	19	(8.6)	1	(1.0)	20	(6.2)
特別な出来事(心理的負荷: ケガ)	10	(4.5)	0	(0.0)	10	(3.1)
特別な出来事(心理的負荷: セクシュアルハラスメント)	2	(0.9)	3	(2.9)	5	(1.5)
仕事の量・質	78	(35.1)	30	(29.4)	108	(33.3)
事故や災害の体験	51	(23.0)	13	(12.7)	64	(19.8)
対人関係	20	(9.0)	21	(20.6)	41	(12.7)
セクシュアルハラスメント	6	(2.7)	9	(8.8)	15	(4.6)
仕事の失敗、過重な責任の発生等	7	(3.2)	4	(3.9)	11	(3.4)
役割・地位の変化等	1	(0.5)	2	(2.0)	3	(0.9)

表 7. 「特別な出来事(極度の長時間労働)」「仕事の量・質」の長時間労働以外の付随要因(複数)の件数

	運転業務(n=106)		非運転業務(n=49)		合計(n=155)	
	n	(%)	n	(%)	n	(%)
記載なし(長時間労働要因のみ)	59	(55.7)	14	(28.6)	73	(47.1)
対人関係	25	(23.6)	12	(24.5)	37	(23.9)
仕事の失敗、過重な責任の発生等	21	(19.8)	14	(28.6)	35	(22.6)
役割・地位の変化等	6	(5.7)	14	(28.6)	20	(12.9)
事故や災害の体験	5	(4.7)	1	(2.0)	6	(3.9)
事故によるペナルティ	5	(4.7)	0	(0.0)	5	(3.2)
自然災害(地震)	2	(1.9)	1	(2.0)	3	(1.9)
セクシュアルハラスメント	1	(0.9)	0	(0.0)	1	(0.6)

※要因が重複している事案もあるため、事案数と要因の合計は一致しない。割合の算出は各事案数を分母としている。

表 8. 「恒常的長時間労働+出来事(中, 弱)」「仕事の量・質(中)+他の出来事(中, 弱)」の付随要因(複数)の件数

	運転業務(n=54)		非運転業務(n=45)		合計(n=99)	
	n	(%)	n	(%)	n	(%)
仕事の量・質(「1か月に80時間以上の時間外労働を行った」を除く)	24	(44.4)	27	(60.0)	51	(51.5)
対人関係	25	(46.3)	19	(42.2)	44	(44.4)
仕事の失敗、過重な責任の発生等	15	(27.8)	11	(24.4)	26	(26.3)
役割・地位の変化等	11	(20.4)	13	(28.9)	24	(24.2)
事故や災害の体験	5	(9.3)	2	(4.4)	7	(7.1)
セクシュアルハラスメント	1	(1.9)	0	(0.0)	1	(1.0)

※要因が重複している事案もあるため、事案数と要因の合計は一致しない。割合の算出は各事案数を分母としている。

表 9. 発症前 6 か月間の時間外労働時間

	運転業務				非運転業務				合計			
	n	平均値	SD	Max	n	平均値	SD	Max	n	平均値	SD	Max
発症前1か月	216	88.8	55.8	234.0	130	85.0	54.4	221.4	346	87.4	55.2	234.0
発症前2か月	211	93.9	51.3	248.3	127	89.8	58.0	252.0	338	92.3	53.9	252.0
発症前3か月	210	94.1	49.7	230.8	124	80.1	52.4	234.0	334	88.9	51.1	234.0
発症前4か月	205	91.2	48.5	242.8	122	75.2	52.2	224.0	327	85.2	50.4	242.8
発症前5か月	203	87.6	50.6	276.3	118	72.1	47.6	201.0	321	81.9	50.0	276.3
発症前6か月	195	83.6	52.0	288.6	114	71.4	52.6	211.1	309	79.1	52.5	288.6

表 10. 職種別の既往歴

	運転業務(n=278)		非運転業務(n=150)	
	n	(%)	n	(%)
無し	240	(86.3)	119	(79.3)
有り	38	(13.7)	31	(20.7)

表 11. 既往歴別入社日から発症までの日数

	既往歴無し(n=357)		既往歴有り(n=69)		合計(n=426)	
	n	(%)	n	(%)	n	(%)
30日未満	4	(1.1)	2	(2.9)	6	(1.4)
30日以上90日未満	10	(2.8)	2	(2.9)	12	(2.8)
90日以上180日未満	28	(7.8)	4	(5.8)	32	(7.5)
180日以上1年未満	26	(7.3)	11	(15.9)	37	(8.7)
1年以上3年未満	92	(25.8)	22	(31.9)	114	(26.8)
3年以上5年未満	51	(14.3)	10	(14.5)	61	(14.3)
5年以上10年未満	53	(14.8)	5	(7.2)	58	(13.6)
10年以上	93	(26.1)	13	(18.8)	106	(24.9)

*入社日未記入が2件

表 12. 職種別入社日から発症までの日数

	運転業務(n=277)		非運転業務(n=149)		合計(n=426)	
	n	(%)	n	(%)	n	(%)
30日未満	5	(1.8)	1	(0.7)	6	(1.4)
30日以上90日未満	9	(3.2)	3	(2.0)	12	(2.8)
90日以上180日未満	22	(7.9)	10	(6.7)	32	(7.5)
180日以上1年未満	31	(11.2)	6	(4.0)	37	(8.7)
1年以上3年未満	79	(28.5)	35	(23.5)	114	(26.8)
3年以上5年未満	40	(14.4)	21	(14.1)	61	(14.3)
5年以上10年未満	37	(13.4)	21	(14.1)	58	(13.6)
10年以上	54	(19.5)	52	(34.9)	106	(24.9)

*入社日未記入が2件